医業経営情報 REPORT

Available Information Report for Corporate Management

2018
1

歯科医院

平成 30 年度税制改正

−法人税・所得税・資産税・消費税−

❶ 個人所得課税の改正
❷ 資産課税の改正
❸ 法人課税の改正
❹ 消費課税の改正

日新税理士事務所

目　次

1 個人所得課税の改正

1　給与所得控除の見直し---------- 1
2　公的年金等控除の見直し---------- 3
3　基礎控除の見直し ---------- 5
4　青色申告特別控除の見直し ---------- 6
5　人的控除の金額基準の見直し ---------- 6
6　森林環境税の創設 ---------- 8

2 資産課税の改正

1　事業承継税制の抜本的見直し ---------- 9
2　特定の一般社団法人等に対する相続税の課税---------- 13
3　小規模宅地等の特例の見直し ---------- 15

3 法人課税の改正

1　　中小企業向け　所得拡大促進税制の拡充 ---------- 17
2　大企業向け　所得拡大促進税制の改組---------- 19
3　租税特別措置の適用要件の見直し---------- 19
4　中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例の創設---- 20

4 消費課税の改正

1　国際観光旅客税の創設---------- 23
2　外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し---------- 23

Ⅰ 個人所得課税の改正

個人所得課税は、平成 29 年度の税制改正大綱で取りまとめられた方針に沿って見直しが進められました。近年増えつつある「多様な働き方」に対応した課税の仕組みにシフトすべく、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振り替えられるとともに、それに伴う人的控除の金額基準等が改正されます。また、経済社会の ICT（情報通信技術）化に伴い、確定申告・年末調整手続きの電子化を推進する改正も行われます。

1 給与所得控除の見直し

（１）改正の背景

個人所得課税の体系は、「1 つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースを念頭に構築されています。しかし近年、多様な働き方が増えつつあり、さらにその傾向が強まることが想定されている一方、現在の個人所得課税は多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みです。

そこで、「働き方改革」を後押しする観点から、税負担調整のあり方について、特定の働き方による収入にのみ適用される「所得計算上の控除」から、働き方を問わずあらゆる所得に適用される「人的控除」へとシフトさせていくことが必要と考えられています。

■税負担の調整のありかた（政府税制調査会資料を参考に作成）

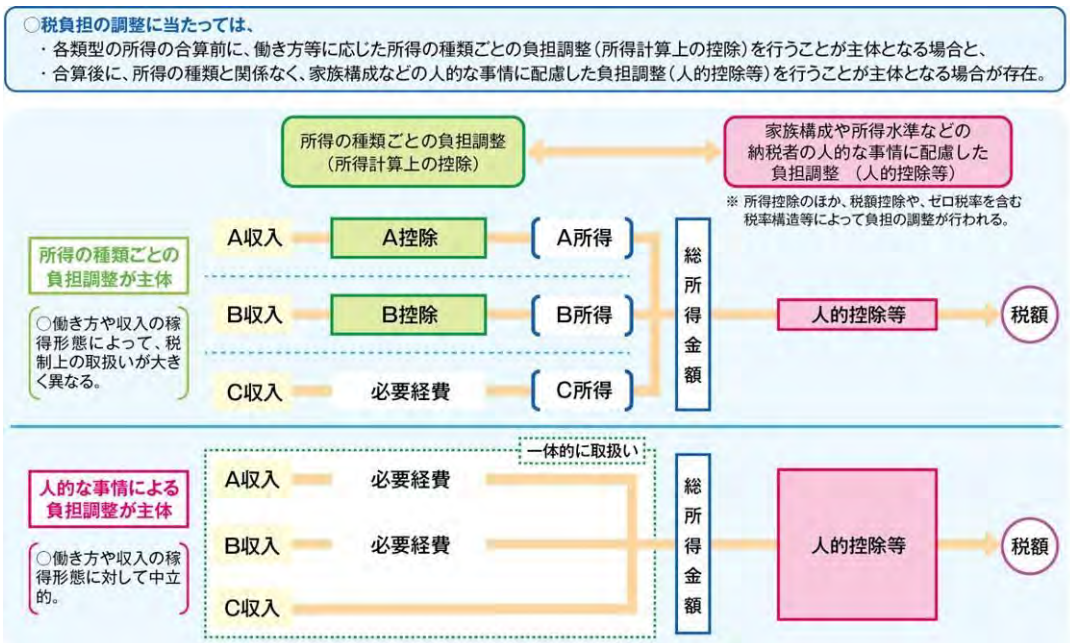

ただ、配偶者特別控除の導入によって、すでに配偶者の給与収入が 103 万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、制度上は「103 万円の壁」は解消されています。

（２）改正の概要

負担調整のウェイトを「所得計算上の控除」から「人的控除」にシフトさせる一方、負担の変動が急激なものとならないようにするため、まずは給与所得控除額が一律に 10 万円引き下げられます。合わせて、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円に、その上限額が 195 万円に引き下げられることになりました。

■改正前

給与等の収入金額	給与所得控除額
180 万円以下	収入金額×40% 65 万円に満たない場合には 65 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋18 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋54 万円
660 万円超 1,000 万円以下	収入金額×10%＋120 万円
1,000 万円超	220 万円

■改正後

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	収入金額×40%－10 万円
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%＋8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%＋44 万円
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%＋110 万円
850 万円超	195 万円

■改正前後の比較　（単位：万円）

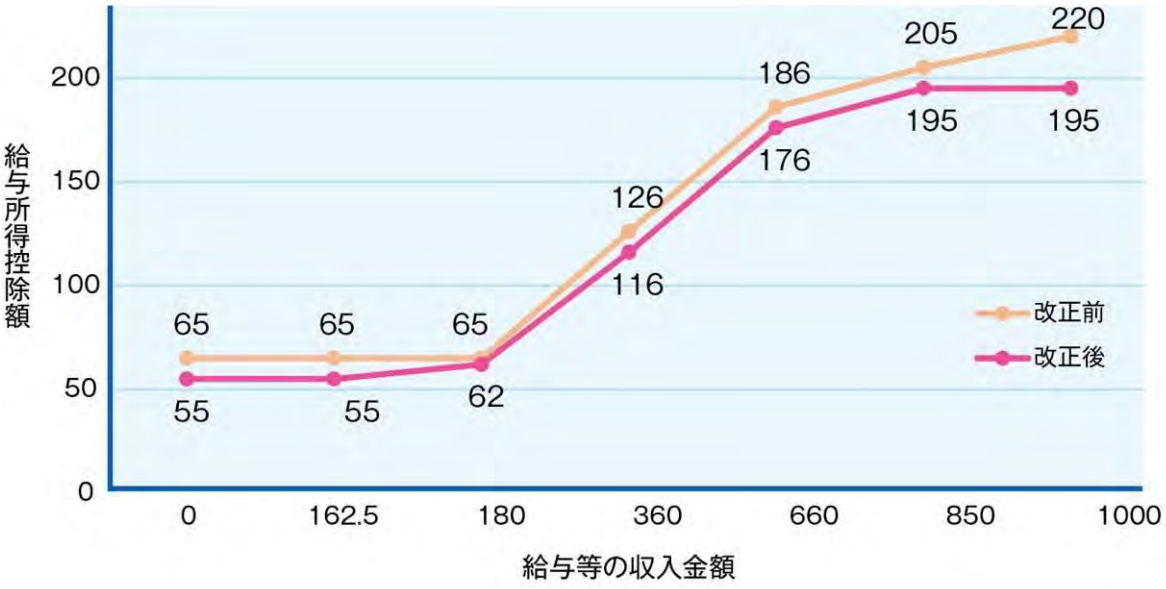

給与収入が 850 万円を超える場合は、給与所得控除額が 195 万円に引き下げられるため税負担が増加します。

ただし、給与収入が 850 万円を超える場合であっても、22 歳以下の扶養親族が同一生計内にいる場合や、特別障害者控除の対象となる配偶者若しくは扶養親族を有するものが同一生計内にいる場合は負担増が生じない措置が講じられます。

上記の改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。

2 公的年金等控除の見直し

（１）改正の背景

現在の公的年金等控除は「公的年金による収入のみの人」を念頭に設計されています。そのため控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす人と同じ額の控除が受けられます。つまり、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みです。

また、年金の拠出段階で全額控除され、給付段階でも公的年金等控除が受けられるため、拠出・給付の両段階で十分な課税がされない仕組みとなっています。

（２）改正の概要

上記の背景を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等控除について以下の改正が実施されます。

①公的年金等控除額を一律 10 万円引き下げる
②公的年金等の収入金額が 1,000 万円を超える場合の控除額については、195 万 5 千円の上限を設ける。
③公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合、控除額を更に 10 万円引き下げる。
④公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 2,000 万円を超える場合、控除額を更に 20 万円引き下げる。

■改正前後の比較

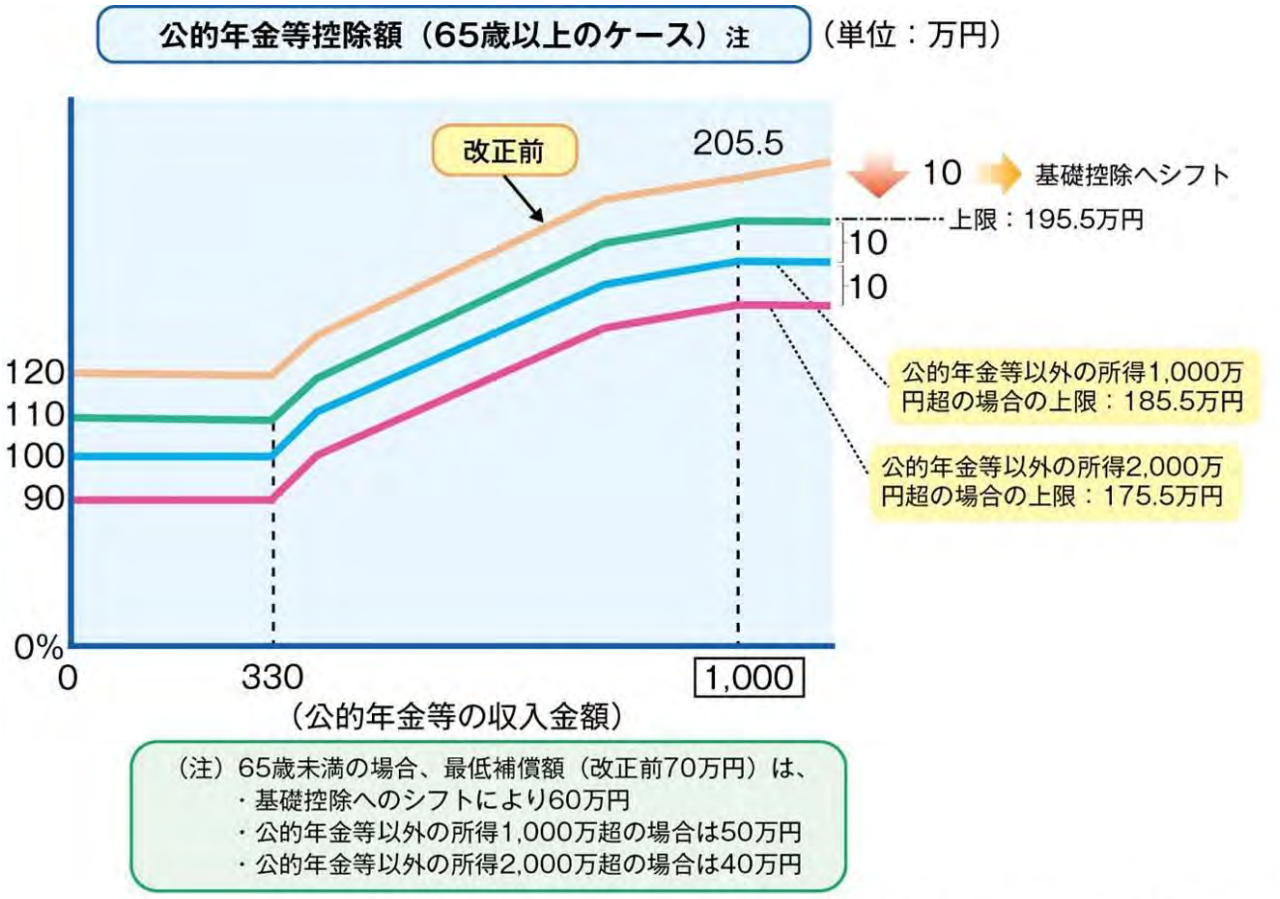

○出典　平成30年度税制改正　自民党税制調査会資料より一部抜粋

上記の改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。

③ 基礎控除の見直し

（１）改正の背景

日本の基礎控除は、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する「所得控除方式」が採用されています。しかしながら、「高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しい」、「高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくない」という指摘があります。

（２）改正の概要

このような指摘を踏まえ、政府・与党は、主要国における負担調整の仕組みを参考に、基礎控除の見直しを議論してきました。その結果、今回の改正で以下のように制度が改められることになりました。

①基礎控除額 38 万円から 48 万円へ引き上げ
②合計所得金額が 2,400 万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逓減し、合計所得金額が 2,500 万円を超える個人については基礎控除の適用はできない。

■合計所得金額別の基礎控除額

合計所得金額	改正前	改正後
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		なし

■改正のイメージ

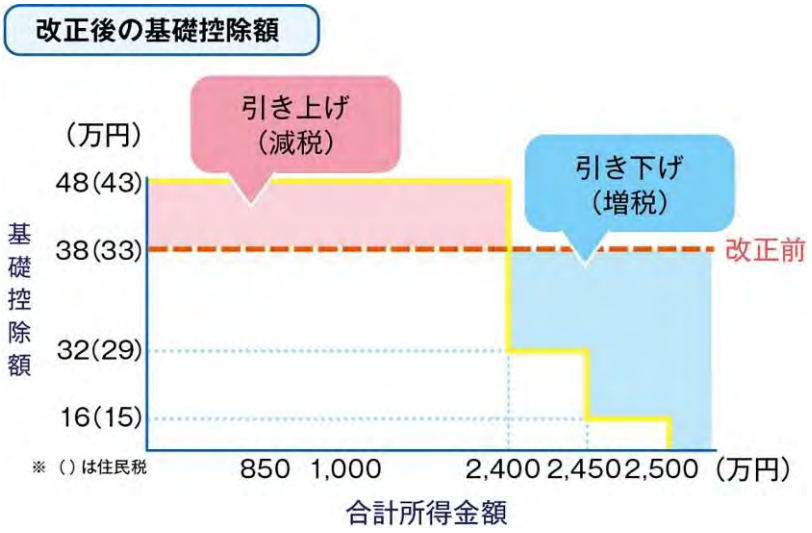

この改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。

4 青色申告特別控除の見直し

（１）改正の背景

近年、経済社会の ICT（情報通信技術）化が急速に進んでいます。税務分野においても ICT の活用を推進し、全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコストを削減することが期待されています。

（２）改正の概要

確定申告・年末調整手続の電子化を推進し、オンライン手続の利用を促進するため、青色申告特別控除の控除額が原則 65 万円から原則 55 万円に引き下げられ、以下いずれかの要件を満たす場合にのみ、これまで通りの 65 万円の控除を受けることができます。

■青色申告特別控除の控除額が 65 万円となる要件

- 「国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」の定めに従い、仕訳帳及び総勘定元帳等について電磁的記録の備付、保存を行っている。
- 所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等を、電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行っている。

上記の改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。

5 人的控除の金額基準の見直し

（１）改正の背景

給与所得控除の引き下げ、基礎控除の引き上げに伴い、その他の人的控除についても金額基準が調整されます。

（２）改正の概要

改正前後における各控除の金額基準は以下の通りです。

■所得控除の改正

	対象	改正前	改正後
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額	38 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額	38 万円超、123 万円以下	48 万円超、133 万円以下
扶養控除	生計を一にする扶養親族の合計所得金額	38 万円以下	48 万円以下
勤労学生控除	本人の合計所得金額	65 万円以下	75 万円以下

　また、「住民税の非課税措置」の適用基準となっている合計所得金額についても、以下の改正が行われます。

■非課税となる合計所得金額（住民税）

①障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する住民税の非課税措置の合計所得金額要件

改正前	改正後
125 万円以下	135 万円以下

②均等割が非課税とされる合計所得金額要件

改正前	改正後
35 万円×世帯人数＋21 万円（※）	35 万円×世帯人数＋21 万円（※）＋10 万円

※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に 21 万円を加算する。

③所得割が非課税とされる合計所得金額要件

改正前	改正後
35 万円×世帯人数＋32 万円（※）	35 万円×世帯人数＋32 万円（※）＋10 万円

※同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に 32 万円を加算する。

⑥ 森林環境税の創設

（１）改正の背景

わが国の国土は、総面積の７割近くを森林が占めています。現在、戦後の復興期に大量に植林されたスギやヒノキなどが伐採期を迎えていますが、高齢化の進展に伴いこうした森林の所有者が代変わりし、管理を放棄する人が増加。そのため、伐採後に森林が荒廃することが懸念されています。また、森林は温室効果ガスの排出削減のために欠かせない存在であり、第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定における温室効果ガスの排出目標を達成するためにも、豊かな森林を維持することは政府にとって喫緊の課題です。

そこで今回、パリ協定における温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）が創設されることになりました。

（２）改正の概要

森林環境税の仕組みは次の通りです。

■森林環境税の概要

納税義務者	国内に住所を有する個人
税率	年額 1,000 円
賦課徴収	●個人住民税と併せて市町村が実施。 ●市町村により徴収された森林環境税は国（交付税及び譲与税配布金特別会計）に払い込まれ、森林譲与税として一定のルールに基づいて市町村及び都道府県へ譲与（再分配）されます。

森林環境税は平成 36 年度から課税されます。

Ⅱ 資産課税の改正

相続税の大増税が実施された平成 27 年度税制改正以降、これといって目立った改正のなかった資産課税。今回は事業承継税制が抜本的に改正されるほか、資産家の間で活用されてきた節税スキームがいくつか封じられるなど、項目こそ少ないものの、各所に大きな影響が出そうな内容となっています。

1 事業承継税制の抜本的見直し

（１）改正の背景

中小企業庁の調査によると、中小企業経営者の平均年齢は 66 歳まで上昇しています。また、2020 年頃までに、さらに数十万人の経営者が引退時期に差し掛かるため、後継者への事業の引継ぎは待ったなしの状況です。

ところが、同調査では 60 歳以上の経営者のうち 50%超が廃業を検討していることが明らかになっています。廃業を検討する理由として「後継者不在」や「相続税・贈与税の負担」を挙げる経営者が多く、政府としても様々な施策を講じています。

その一環として平成 21 年度の税制改正で創設されたのが事業承継税制（非上場株式等に係る相続税、贈与税の納税猶予制度）です。“鳴り物入り”で導入された制度だったのですが、残念ながら現在までほとんど活用されていません。

■事業承継税制 適用の前提となる認定の件数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
相続税	151 件	243 件	198 件（推計）
贈与税	47 件	274 件	237 件

ここまで活用が進まなかった理由として、適用要件の厳しさと制度の複雑さ、柔軟性のなさが指摘されています。

■事業承継税制　適用の流れと適用要件（中小企業庁資料を参考に作成）

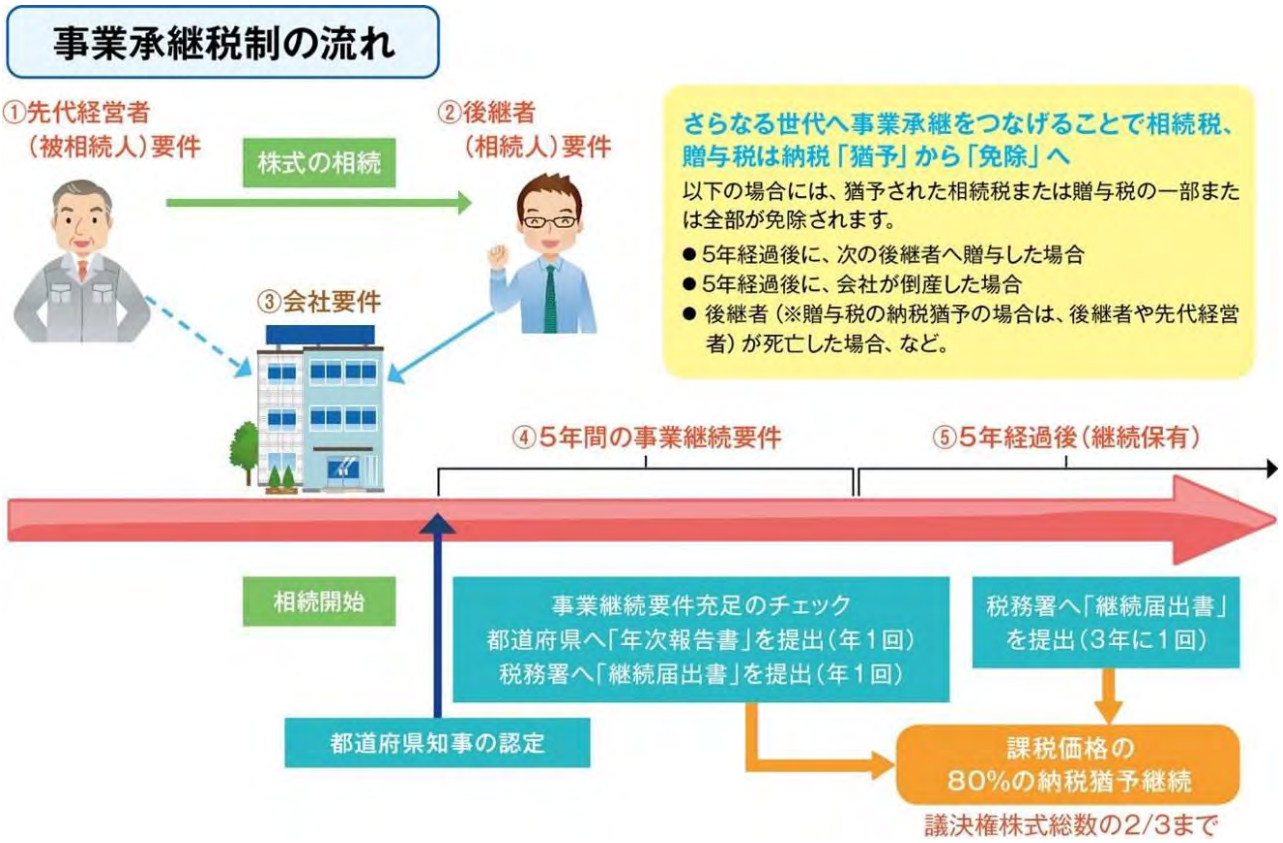

①先代経営者の要件	●会社の代表者であった
②後継者の要件	●相続開始の直前において対象会社の役員であること等 （贈与の場合）贈与の３年前から引き続き役員に就任していること
③会社の要件	●中小企業である ●上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しない
④５年間の事業継続要件	●５年間平均で、雇用の８割を維持すること

とりわけ「５年間平均で雇用の８割を維持する」という要件は中小企業にとって充足のハードルが高く、しかも、要件を満たさなくなった場合には、猶予された税額だけでなく、猶予期間に対応した利子税も納付しなければなりません。こうしたリスクがあるため、経営者のみならず、事業承継を支援する専門家からも敬遠されてきたのです。

今後５年間で 30 万以上の経営者が 70 歳になると言われていますが、そのうち６割が後継者未定、70 代の経営者でも、事業承継に向けた準備を行っている経営者は半数程度だと言われています。そこで、今後 10 年間で集中的に中小企業の事業承継を促進するため、事業承継税制が抜本的に改正されることになりました。

（２）改正の概要

平成 30 年４月１日から同 35 年３月 31 日の間に「特例承継計画」を作成し、同 39 年 12 月 31 日までに事業承継を行った場合には以下①～⑤の特例が適用されます。

なお、今回の改正はすべて 10 年間の時限措置とされており、それ以後も継続されるかどうか現時点では不明です。

①対象株式及び猶予税額の大幅な拡大
②対象者の拡充
③雇用確保要件の撤廃
④株式の譲渡、合併による会社の消滅、解散で猶予税額の一部が免除
⑤後継者が第三者の場合も、相続時精算課税の適用が可能に

①対象株式及び猶予税額の大幅な拡大

現行制度では、発行済議決権付株式の３分の２について相続税（贈与税）の８割が猶予されますが、それでもリスクに見合わない制度だと言われ続けてきました。そこで今回の改正では、発行済議決権付株式の 100%が対象となり、猶予される税額も、相続税（贈与税）の８割から全額へと拡大されます。この改正により、事業承継時の税負担はゼロになります。

現行	特例
発行済議決権付株式の３分の２	発行済議決権付株式の 100%
相続税（贈与税）の 80%を猶予	相続税（贈与税）の全額を猶予

②対象者の拡充

後継者が、先代経営者以外の人から株式を取得した場合も納税猶予の対象となります。

現行	特例
先代経営者から贈与された株式のみが納税猶予の対象	先代経営者以外の人から贈与を受けた株式も納税猶予の対象に

また、現行制度では後継者が１人に限定されていますが、今回の改正により、以下の要件を満たす最大３人まで納税猶予が適用できるようになります。

●保有する議決権が、全株主中上位３名以内の者である

●総議決権の 10%以上を保有している

■改正のイメージ（経済産業省の資料をもとに作成）

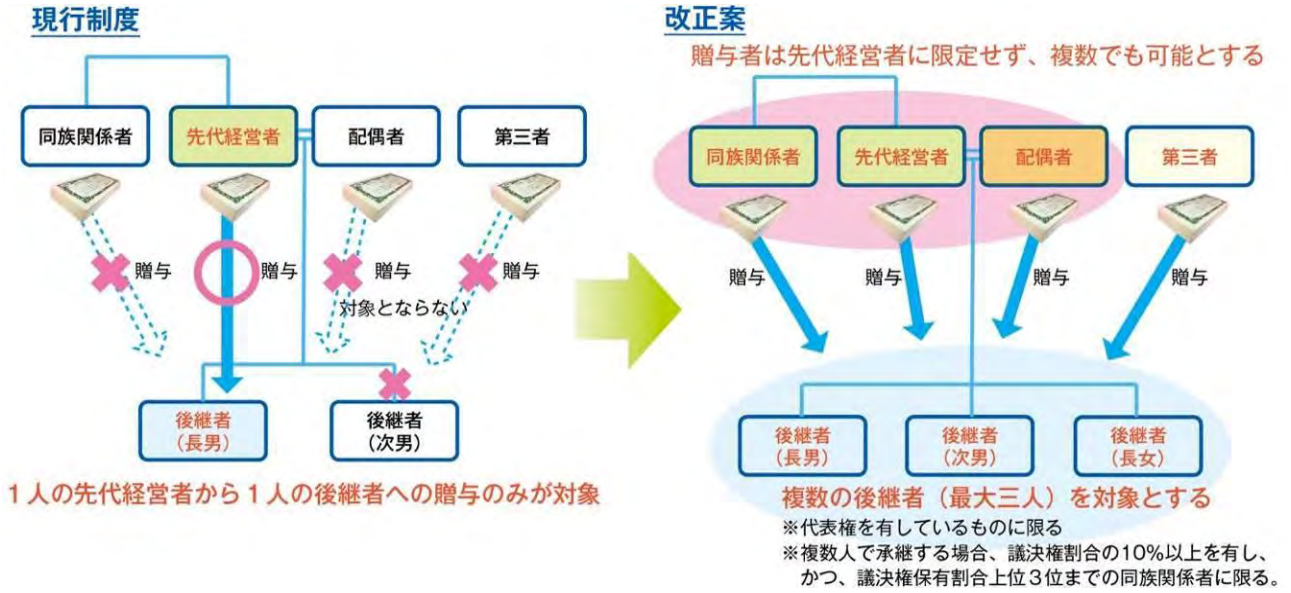

③雇用確保要件の撤廃

雇用確保要件を満たせなくなった場合、その理由を記載した書類を都道府県に提出することで納税猶予の打ち切りを回避できるようになります。ただし、提出書類には「認定経営革新等支援機関による意見」が記載されていることが必須です。

現行	特例
雇用確保要件を満たさなくなった場合、納税猶予は打ち切られる → 直ちに猶予税額＋利子税を納付	雇用確保要件を満たさなくなっても、正当な理由を記載した書類を提出すれば、納税猶予は継続される

④株式の譲渡、合併による会社の消滅、解散で猶予税額の一部が免除

一定の経営環境の変化が起きたことを理由に会社を売却（譲渡、合併）、廃業する場合には、売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額が免除されます。経営環境の変化による将来の不安を軽減するための改正です。

■「一定の経営環境の変化」に該当するケース

- 直前の事業年度終了の日以前３年間のうち２年以上赤字である
- 直前の事業年度終了の日以前３年間のうち２年以上、前年より売上高が減少している
- 直前の事業年度終了の日における有利子負債の額が、その日の属する事業年度の売上高の６月分に相当する額以上である
- 会社の事業が属する業種に係る上場会社の株価（直前の事業年度終了の日以前１年間の平均）が、その前年１年間の平均より下落している場合
- 後継者が経営を継続しない特段の理由があるとき

⑤後継者が第三者の場合も、相続時精算課税の適用が可能に

相続時精算課税は、原則として直系卑属への贈与のみが対象です。

しかし、今回の改正により、事業承継税制を適用する場合に限り、後継者が贈与者の推定相続人でなくても、贈与者が 60 歳以上であれば、相続時精算課税の適用を受けることが可能になります。

２ 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税

（１）改正の背景

一般社団法人には出資者が存在せず、株式会社における株式に相当するものがありません。つまり、一般社団法人がどれだけ多くの資産を保有していても、その法人を支配している理事が代変わりした時、相続税が課税されることはありません。そのため、一族で支配している一般社団法人へ資産を移すことで、その資産は法人の資産となり、相続財産から除外することができます。そして、その後も一族が理事を継ぐことにより、実質的に非課税で、永遠に資産を承継できてしまうのです。

一般社団法人は、わずか６万円の登記料だけで誰でも簡単に設立することができます。しかも、節税効果が極めて大きいとあって、多くの資産家や専門家の注目を浴び、実際に節税目的での設立がここ数年相次いでいました。

まさに“一般社団節税ブーム”とも呼べるような状況が起きつつあったのですが、課税の公平性を担保するという観点から、本格的にスキームが普及する前に封じられることになりました。

■一般社団法人を使った典型的な節税スキーム

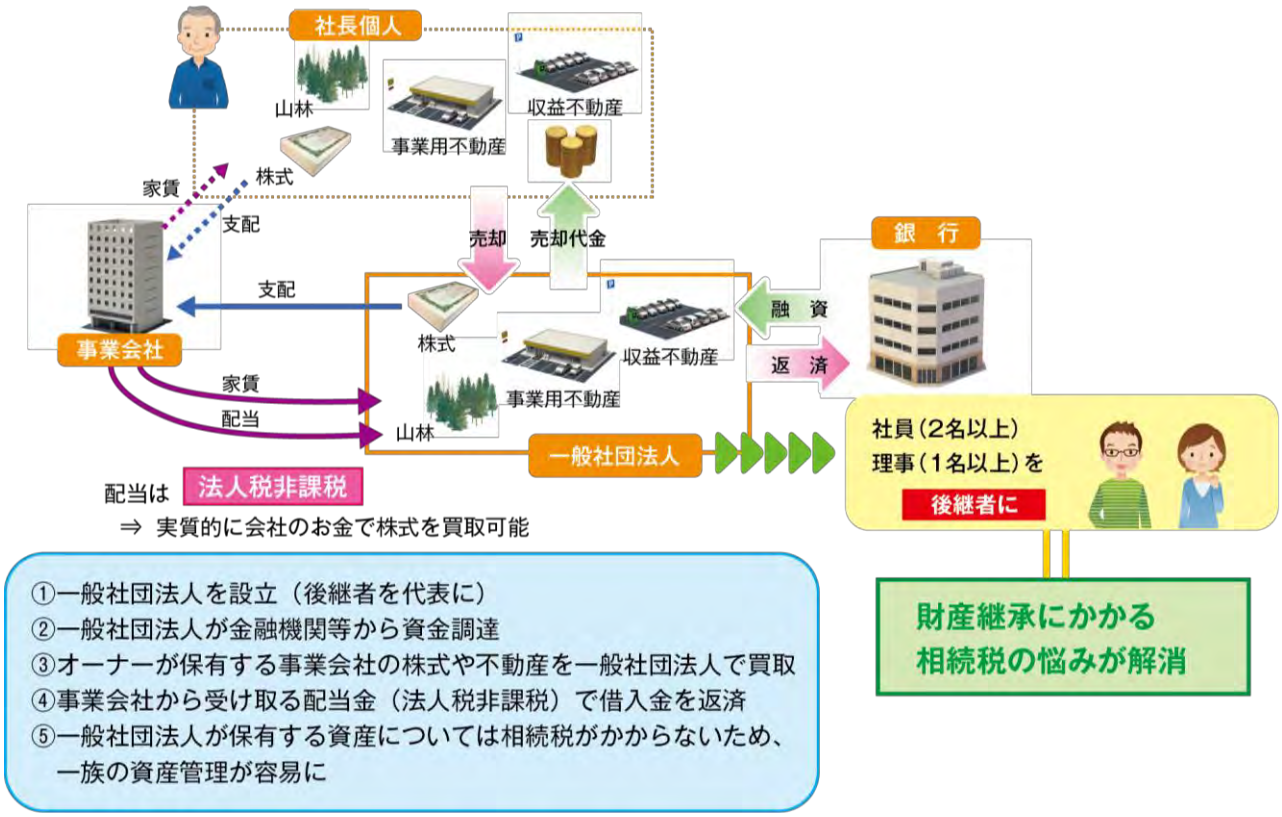

（２）改正の概要

「特定一般社団法人」の役員が死亡した場合、その法人に対して相続税が課税されることになりました。

■特定一般社団法人とは

特定一般社団法人とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。

①相続開始の直前において、総役員数に占める同族役員の割合が２分の１を超えている。

②相続開始前５年以内において、総役員数に占める同族役員の割合が２分の１を超える期間の合計が３年以上である。

■同族役員とは

同族役員とは、被相続人、被相続人の配偶者、３親等内の親族、被相続人と特殊な関係がある者（被相続人が役員となっている会社の従業員など）です。

■課税される相続税額

$$\text{課税される相続税額} = \frac{\text{特定一般社団法人の純資産額}}{\text{死亡時の同族役員数}}$$

この改正は、平成 30 年４月１日以後の一般社団法人等の役員の死亡に係る相続税について適用されます。

③ 小規模宅地等の特例の見直し

（１）改正の背景

小規模宅地等の特例とは、亡くなった人の自宅の土地を同居していた家族が相続した場合に、その土地の評価額が８割引される制度。「残された家族が、相続税が払えず家を手放すということがないように」との趣旨で設けられているものです。ところが、次の要件を満たす場合に限り、相続人と同居していなくてもこの特例を適用することができます。

①法定相続人である配偶者、同居親族がいない

②相続人が相続前３年以内に本人（または配偶者）が所有する家屋に住んだことがない

以下に示すような場合には②の要件を満たしてしまうため、制度の趣旨から大きく外れているものの、特例の適用が受けられます。こうした制度の穴を突いた節税行為は「家なき子節税」として知られ、主に資産家の間で広く活用されてきました。

■「家なき子節税」の具体例

【前提条件】

被相続人：父（母はすでに他界）
相続人：長男（配偶者、子あり）
不動産Ａ：生前の父の自宅
不動産Ｂ：長男の自宅

（ア）不動産Ａ（家屋のみ）を長男の子（孫）に贈与する。
（イ）相続開始３年以上前に不動産Ｂを親族に売却し、長男は賃借してそのまま住み続ける。
（ウ）相続開始３年以上前に不動産Ｂを同族会社に売却、長男はそのまま役員社宅として住み続ける。

（２）家なき子節税の問題点

この「家なき子節税」を行うために、一度購入した自宅をわざわざ手放したり、社宅を所有するためだけにペーパーカンパニーを設立するなど、制度を逆手に取った租税回避行為が横行してきました。そこで過度な節税を防止し課税の公平性を保つ目的として、適用対象が実態に即する形に改められることになりました。

（３）改正の概要

特例の対象者から、以下に該当する人が除外されます。

- 相続開始前３年以内に、その者の３親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

この改正により、例示した（ア）～（ウ）全てのパターンでこの特例が適用できなくなります。

なお、この改正は平成 30 年４月１日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

Ⅲ 法人課税の改正

法人課税については、「デフレ脱却と経済再生を税制からも支援する」という前年度までの流れを引き継ぎ、設備投資と持続的な賃上げを強力に後押しする税制措置が多数盛り込まれています。中でも特筆すべきは、所得拡大促進税制の拡充です。法人税額の 20%を上限に、最大で給与等増加額の 25%を税額控除できる制度へパワーアップしました。

また、利益が出ているにも関わらず賃上げや投資を実施しない大企業については、研究開発税制をはじめとした一部の租税特別措置の適用が認められなくなるなど、「内部留保ではなく、投資をして欲しい」という政府の姿勢が強く表れた改正になっています。

1 中小企業向け　所得拡大促進税制の拡充

（１）改正の背景

企業の賃上げを促進するため、平成 25 年度税制改正で創設された所得拡大促進税制。年々、税のメリットが拡大されて来ましたが、今回も引き続き大幅拡充されることになりました。

（２）現行制度の概要

青色申告書を提出する法人が給与等支給額を一定額以上増加させた場合、増加額の 10～22%を税額控除できる制度です（法人税額の 20%が上限）。

■現行の適用要件

①給与等支給総額が対基準年度（平成 24 年度）比で３%以上増加している

②給与等支給総額が前年度以上である

③平均給与等支給額が前年度より２%以上増加している

※③の要件を満たしている場合は、税額控除の上乗せがあります（控除率 22%）

■現行制度のイメージ

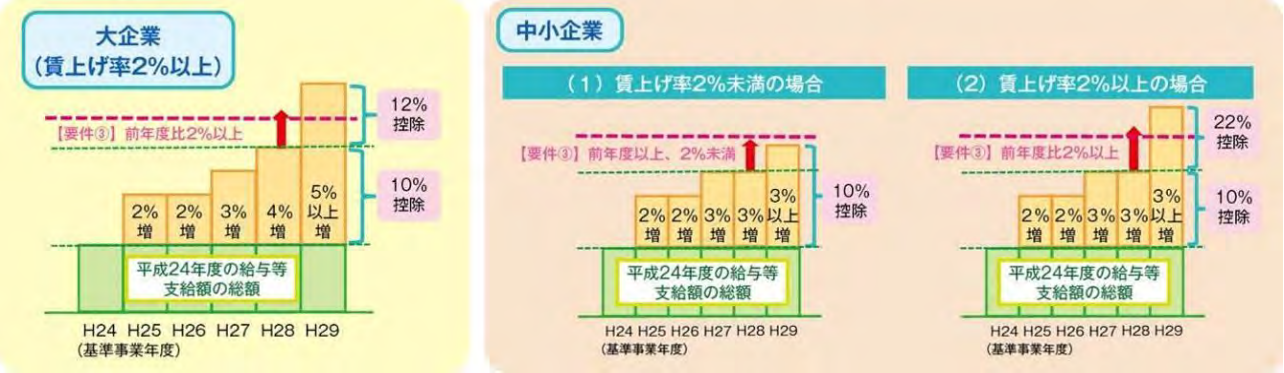

（３）改正の概要

中小企業の賃上げをより強力に支援するため、税額控除率が拡大されるとともに、過去の改正で複雑化していた制度がシンプルに整理されます。

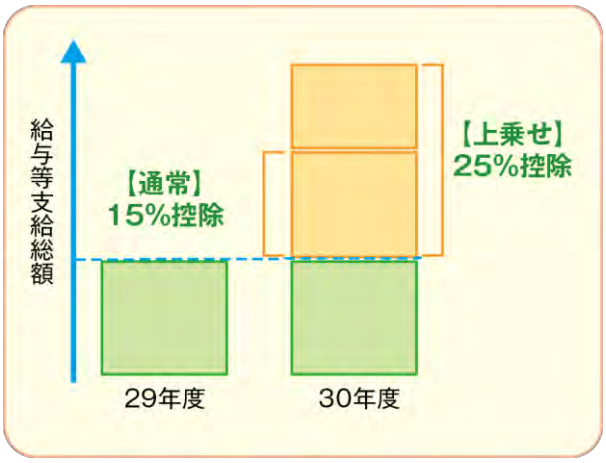

■改正後の適用要件

①給与等支給総額が前年度より増加している

②平均給与等支給額（＝従業員 1 人あたりの給与）が前年度より 1.5%以上増加している

■改正後の控除率

イ） 前年度より増加した給与等支給額の 15%

ロ） 以下の上乗せ要件を満たす場合には、控除率が 25%へアップ（10%の上乗せ）

※ 控除額は、法人税額の 20%が限度

【上乗せ要件】

上記②の要件における増加率が 2.5%以上であり、かつ、以下のいずれかを満たしている

●教育訓練費の額が前年度より 10%以上増加している

●中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、その計画に従って経営力向上が確実に行われている

② 大企業向け　所得拡大促進税制の改組

（１）改正の背景

大企業の賃上げと生産性向上のための設備投資を促すため、大企業を対象とした所得拡大促進税制が大きく見直されることになりました。具体的には、適用要件に「一定額以上の設備投資を行うこと」が追加され、単に賃上げを行うだけでは税額控除が受けられなくなります。その分、控除率は拡大され、さらに一定の人材投資を行うことで上乗せの税額控除も受けられるようになりますが、適用のハードルは現行より上がるとみられます。

（２）改正の概要

制度の適用要件及び控除率が以下のように改正されます。

■適用要件及び控除率

	現行	改正後
適用要件	① 給与等支給額総額が平成 24 年度から一定以上増加している ② 給与等支給額総額が前年度より増加している ③ 賃上げ率２％以上（平均給与等支給額が前年度から２％以上増加）	① 賃上げ率３％以上（平均給与等支給額が前年度から２％以上増加） ② 国内設備投資額が減価償却費総額の 90%以上である
控除率	【給与等支給額】 平成 24 年度からの増加額の 10% （上限：法人税額の 10%）	【給与等支給額】 前年度からの増加額の 15%（※） （上限：法人税額の 20%） ※教育訓練費を前年度より 20%以上増加させた企業は 20%

上記の改正は、平成 30 年４月１日から平成 33 年３月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

③ 租税特別措置の適用要件の見直し

（１）改正の背景

安倍政権はこれまで、デフレ脱却や経済再生のため、賃上げや設備投資を行う企業に対して手厚い優遇措置を用意してきました。ところが、日本企業の内部留保は依然として増

加傾向にあり、利益を投資に振り向ける企業がまだまだ少ないことが指摘されています。そこで今回、利益が出ているにも関わらず賃上げや設備投資を行わない大企業については、「一部の税の優遇を使えなくする」というマイナスの改正が行われることになりました。

（２）改正の概要

以下のすべての要件に該当する大企業は、研究開発税制その他の一定の税額控除が適用できなくなります。

■制度の要件

①その事業年度の所得金額が、前年度の所得金額を上回っている

②平均給与等支給額（＝従業員１人あたりの給与）が前年度以下である

③国内設備投資額が、減価償却費総額の 10%以下である

■適用できなくなる租税特別措置

- 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）
- 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）
- 情報連携投資等の促進に係る税制

この改正は、平成 30 年４月１日から平成 33 年３月 31 日までの間に開始する各事業年度について適用されます。

４ 中小企業の投資を後押しする固定資産税の特例の創設

（１）改正の背景

中小企業の業況は概ね回復傾向にあるものの、労働生産性や賃上げ率の面で大企業との格差が広がっていることが指摘されています。財務省の法人企業統計年報によれば、大企業製造業の労働生産性が 2009 年から 2016 年の８年間で 32%増加した一方、中小企業の増加率はわずか６％。また、賃上げ率についても大企業が 2.03%（2013 年から 2017 年の平均値）であるのに対し、中小企業は 1.77%でした。資金の潤沢な大企業が効率的に設備をリプレースしているのに対し、中小企業の多くが老朽化した設備を使用し続けており、これが格差拡大の大きな原因とみられています。

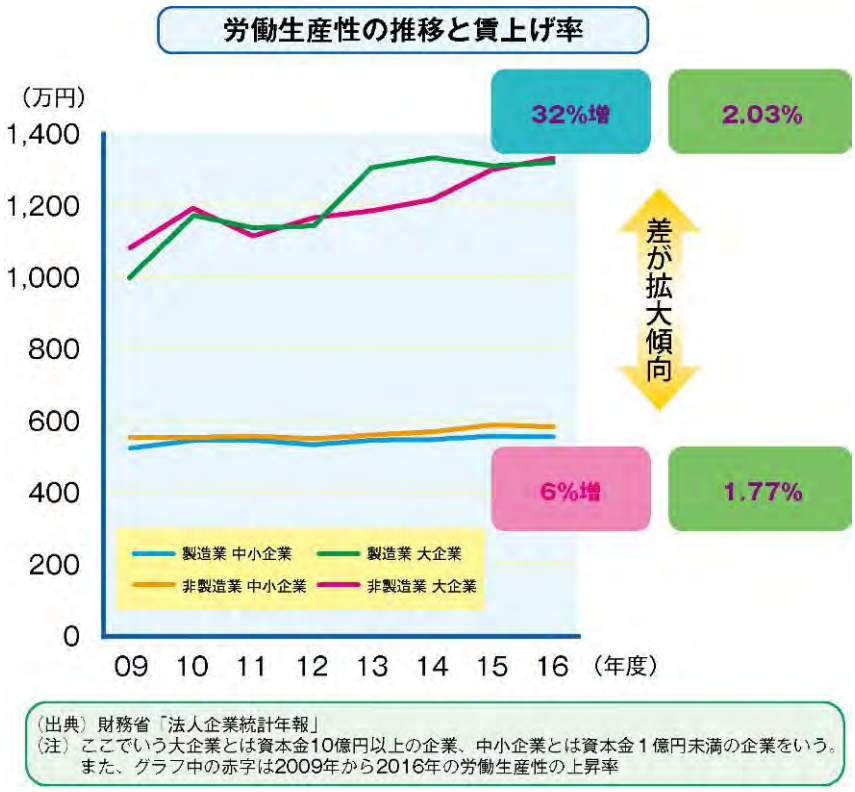

（出典）財務省「法人企業統計年報」
（注）ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金１億円未満の企業をいう。
また、グラフ中の赤字は2009年から2016年の労働生産性の上昇率

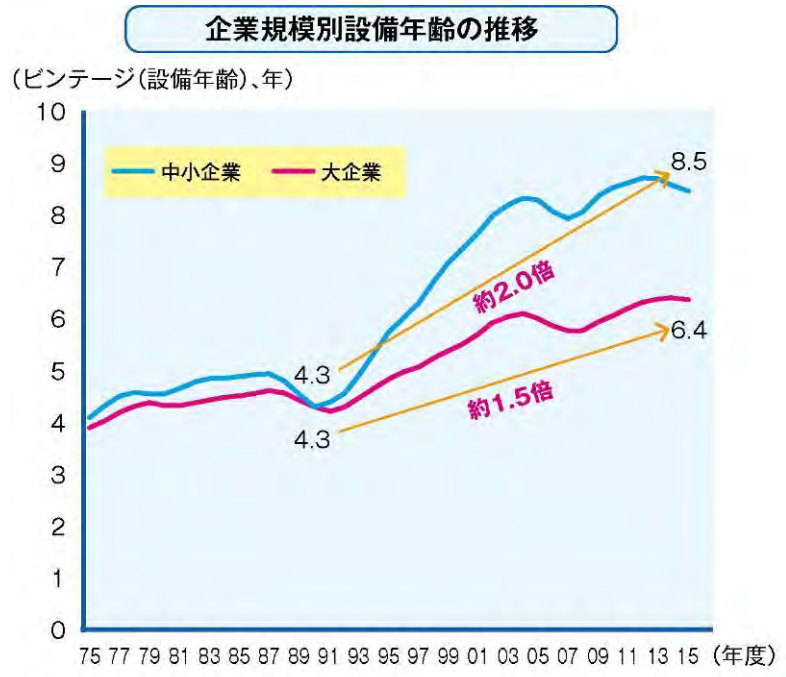

（出典）財務省「法人企業統計調査年報」より
〈一財〉商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに中小企業庁作成。

（２）改正の概要

中小企業による設備投資を強力に後押しする臨時、異例の措置として、中小企業が一定

の設備投資を行った場合に、その機械・装置等に係る固定資産税が大幅に軽減される制度が創設されることになりました。

■特例措置の内容

固定資産税の課税標準：最初の３年間、ゼロ～２分の１に軽減

（※）軽減率は、市町村が条例で定めることとされています。

■対象となる設備投資

●市町村の導入促進基本計画に基づいて企業が実施する設備投資である
●労働生産性を年平均３%以上向上させる一定の機械・装置等である（※）
●生産、販売活動等の用に直接供されるもので、中古資産でないこと

（※）一定の機械・装置等とは

①旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1%以上向上するもの
②次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの

イ）機械・装置…10 年以内
ロ）測定工具及び検査工具…５年以内
ハ）器具・備品…６年以内
ニ）建物附属設備…14 年以内

③1 台又は 1 基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの

イ）機械・装置…160 万円
ロ）測定工具及び検査工具…30 万円
ハ）器具・備品…30 万円
ニ）建物附属設備…60 万円

本特例は、「生産性向上の実現のための臨時措置法」の施行の日から平成 33 年３月 31 日までの間において実施される設備に対して適用されます。

Ⅳ 消費課税の改正

消費課税については、観光立国・地方創生の観点から「国際観光旅客税」が創設されることになりましたが、消費税率の引き上げが控えていることもあり、それ以外に目立った改正項目はありませんでした。

1 国際観光旅客税の創設

（１）改正の背景

観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設されることになりました。

なお、本税による税収は一般会計の歳入となるため、「本当に観光基盤の拡充・強化に使われるのか」という批判も出ています。

（２）改正の概要

日本人、外国人を問わず日本を出国する人に対し、出国１回につき 1,000 円が課税されます。ただし以下に該当する人は除かれます。

- ２歳未満の人
- 入国後 24 時間以内に出国する乗継旅客
- 悪天候等により寄港した国際船舶等の乗組員

この国際観光旅客税は、平成 31 年１月７日以後の出国から徴収が開始されます。

2 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

（１）改正の背景

現行の消費税免税制度では、「一般物品」と「消耗品」のそれぞれにおいて購入金額が 5,000 円以上でなければ、免税販売を行うことができません。ところが外国人旅行者にとって、その商品が「一般物品」なのか、「消耗品」なのかを判別することは極めて難しく不満の声が挙がっていました。そこで、外国人旅行者の利便性向上の観点から免税販売の対象となる下限額の判定に際し、「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に「一般物品」と「消耗品」の合算が認められます。また、これに併せて免税販売手続の電子化及び

ペーパーレス化も進められることになりました。

（２）改正の概要

①外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

	一般物品	消耗品
現行	●5,000 円以上 ●特殊包装不要 ●国内での使用可 ●国外持ち出し（期限なし）	●5,000 円以上、50 万円以下 ●特殊包装が必要 ●国内での使用は不可 ●30 日以内に国外へ持ち出す必要あり
改正により追加	一般物品 ＋ 消耗品	
	●合算で 5,000 円以上、50 万円以下 ●特殊包装が必要 ●国内での使用は不可 ●30 日以内に国外へ持ち出す必要あり	

②免税制度における手続きの電子化

現行	改正後
購入記録票を旅券へ貼り付け、割印	左記の手続きが廃止され、免税販売情報を電磁的記録により提出する
外国人旅行者は、出国時に購入記録票を税関へ提出	外国人旅行者が、出国時に税関で旅券を提示

（参考資料）

「平成 30 年度税制改正大綱」　「自民党税制調査会資料」　「政府税制調査会資料」

「中小企業庁 事業承継マニュアル」　「経済産業省 平成 30 年度税制改正について」